

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、看護師として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。請求人によると、会社内で社長及び次長から暴言を受けたことにより、同月頃から、精神的な症状が現れたという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の訴える症状及びその発現時期を根拠に、請求人は平成〇年〇月にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したものと判断している。

一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、Cクリニックの診療録に記載された請求人の症状とその経過等を踏まえ、請求人は、平成〇年頃、ICD-10診断ガイドラインの「F34 抑うつ神経症」（以下「本件疾病」という。）を発病し、環境要因による症状の変化はあるが、一貫して本件疾病が持続している旨述べている。

当審査会としては、上記診療録に記載された請求人の症状とその経過等に照らし、E医師の意見のとおり、請求人は平成〇年頃、本件疾病を発病し、その後も一貫して本件疾病に罹患しているものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病は会社入社前であり、業務上の心理的負荷となった出来事はない。

仮に、D医師の意見のとおり、請求人が平成〇年〇月に適応障害を発病したとして、同疾病発病前おおむね6か月間における心理的負荷となる出来事についてみると、請求人は、①嫌がらせ、いじめを受けた、②同僚とのトラブルがあった、③上司とのトラブルがあった、④時間外労働があったと主張しているので検討する。

①、②については、決定書理由に説示のとおり、同僚が請求人に対し、仕事

がスムーズに行くよう早く慣れてくださいなどと言っていたことは認められるものの、このような同僚の言動は請求人に対するいじめや同僚とのトラブルに該当せず、心理的負荷をもたらす出来事でないことは明らかである。

③については、決定書理由に説示のとおり、請求人の労働条件等について、請求人と上司の間で対立が生じていたことは認められるが、これを上司と業務をめぐる方針について対立が生じたものとみても、そのことが周囲に客観的に認識されるには至らないものであるから、その心理的負荷の強度は「弱」ととどまる。

④については決定書理由に説示のとおり、請求人の時間外労働は発病前6か月間において、一番多い月でも35時間27分であり、その心理的負荷の強度は「弱」に該当するものであるが、他の項目で評価すべき出来事が存在するため、請求人の主張に係る上記④の項目の出来事としては評価し得ない。

以上のとおり、仮に平成〇年〇月を精神障害の発病日として検討した場合においても、その心理的負荷の全体評価は「弱」ととどまると判断することが妥当である。

(4) 以上のことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、請求人は、会社入社後、精神障害が悪化した旨、主張しているが、その医学的裏付けはなく、同主張は認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。